

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 5 月29日
【会社名】	株式会社スーパーバリュー
【英訳名】	S U P E R V A L U E C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 岸 本 圭 司
【本店の所在の場所】	埼玉県上尾市愛宕三丁目 1 番40号
【電話番号】	048-778-3222(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員 中 谷 圭 一
【最寄りの連絡場所】	埼玉県上尾市愛宕三丁目 1 番40号
【電話番号】	048-778-3222(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員 中 谷 圭 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年5月22日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年5月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 目的の変更

当社の事業に即し、事業目的の明確化・多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の追加・一部変更をするものであります。

(2) 公告方法

公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

(3) 損害賠償責任の一部免除

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第26条(損害賠償責任の一部免除)の規定を変更するものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、岸本七朗、岸本圭司、中谷圭一、鈴木和弥及び飯野 忠を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、江口俊治を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	52,947	4	0	(注)2	可決(99.55%)
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)3	
岸本 七朗	52,916	10	0		可決(99.49%)
岸本 圭司	52,937	7	0		可決(99.53%)
中谷 圭一	52,937	7	0		可決(99.53%)
鈴木 和弥	52,932	8	0		可決(99.52%)
飯野 忠	52,932	8	0		可決(99.52%)
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)3	
江口 俊治	51,887	11	0		可決(97.56%)

(注)1. 決議結果の賛成比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

４．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(４) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上